

鳥取県障害者施策推進協議会について

1 障害者施策推進協議会について

(1) 設置根拠

- ア 障害者基本法第 36 条
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条
- ウ 鳥取県障害者施策推進協議会条例

(2) 所掌事務

ア 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務

- ① 県障害者計画の策定に当たって、意見を述べること（第 1 号）
- ② 県の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視すること（第 2 号）
- ③ 県の障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること（第 3 号）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項・第 2 項に掲げる事務

- ① 精神保健福祉に関する事項を調査審議すること（第 1 項）
- ② 精神保健福祉に関する事項に関して知事の諮問に答えること、知事に意見を具申すること（第 2 項）

2 鳥取県障害者施策推進協議会の委員について

(1) 組織等

| | |
|------|---|
| 人数 | 20人以内 |
| 構成 | ① 学識経験者 ② 障害者関係団体の役職員 ③ 障害福祉サービス事業を行う者 ④ 関係行政・教育委員会機関の職員 |
| 任期 | 2 年（R4.3.15～R6.3.15まで） |
| 任命方法 | 知事が任命 |

(2) 委員構成（合計 20 名）

| | |
|---------------|------|
| ① 学識経験者 | 3 名 |
| ② 障がい者関係団体 | 11 名 |
| ③ 障害福祉サービス事業所 | 3 名 |
| ④ 行政・教育委員会職員 | 3 名 |

(3) 報酬等

出席 1 回につき報酬 10,200 円（源泉徴収別途）。

旅費は実費支給。

※行政・教育委員会職員は無報酬（旅費無）。

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年鳥取県条例第 4 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 3 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 3 項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事務

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、前項第 4 号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（雑則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

鳥取県障がい者プランの改定について

令和6年12月16日 障がい福祉課

「鳥取県障がい者プラン」について、本協議会でいただいた意見の他、2月13日から2月29日までパブリックコメントを実施して県民からの意見等をいただき、これらを反映した上で「障がい者プラン」を改定。令和6年4月に施行。

1 鳥取県障がい者プランの概要

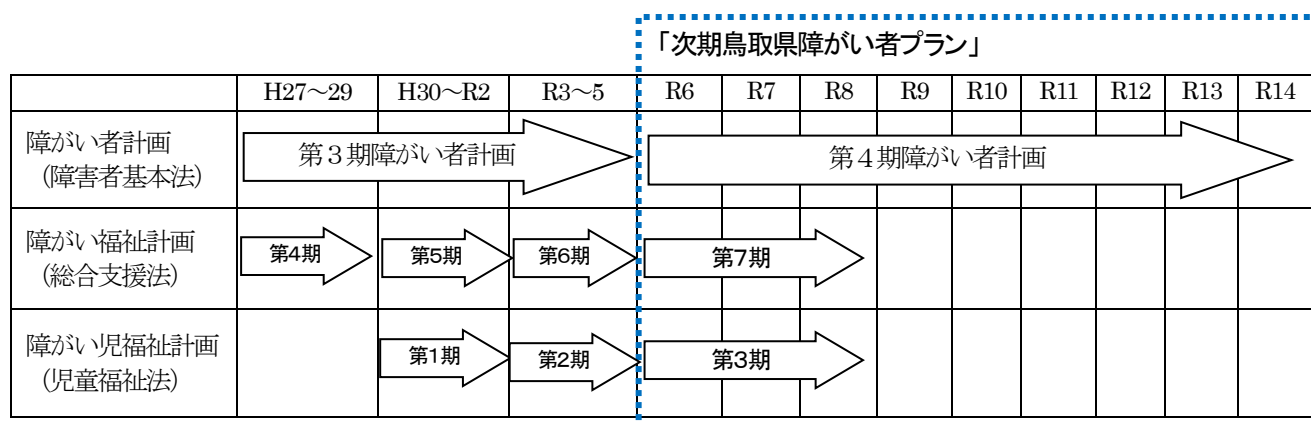
本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として運用。

(1) 計画期間

- ①障がい者計画：9年間（令和6年度から令和14年度まで）
- ②障がい(児)福祉計画：3年間（令和6年度から令和8年度まで）
※工賃向上・文化芸術活動推進は、プランの改定周期に合わせて6年間（令和6年度から11年度まで）

(2) プランの位置付け

- ①障がい者計画：障害者基本法に基づき、各分野における障がい者施策の基本的な方針や方向性等を規定。
- ②障がい(児)福祉計画：障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス見込量や提供体制の確保等を規定。



2 鳥取県障がい者プランの主な改定内容（障がい者計画部分）

(1) 工賃3倍計画、障がい者アート計画の一元化

国のナビゲーションガイドの方針（可能な限り計画の一元化）を踏まえ、従来、別に作成していた「工賃3倍計画」「障がい者アート計画」について、障がい者プランに一元化する。

(2) 総合的・横断的に反映する内容

第5次障害者基本計画、障害者権利条約に基づく国連勧告内容、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例に基づく理念等を踏まえ、総合的・横断的に反映する内容として、以下の項目を新たに明記する。

| 項目 | 内容 |
|--|--|
| 障害者の権利に関する条約に基づく国連勧告への対応 | 国全体の対応状況等を踏まえた県として必要な取組の実施 |
| 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進 | 障がいのある女性、子ども、高齢者に対する配慮を念頭に置いた施策の実施 |
| 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 | SDGs 実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進 |
| 感染症対策、新たな生活様式等への対応 | 感染症拡大時における情報取得等に対する対応・配慮や、障害福祉サービス事業継続等の支援 |
| 緊急時における対応 | 緊急時に提供される避難所や、全ての障がい者がICT機器等を含む様々な手段で必要な情報が得られる体制の確保 |
| 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進 | 条例の理念に基づく、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進 |

(3) 分野別施策の基本的方向に関する主な改正内容（障がい者計画部分）

主に R3 以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組、今後県として取り組んでいく方向性について、各分野別施策における主な改正内容は以下のとおり。（従前からの取組は、必要な修正を行い引き続きプランに位置づけ）。

| 項目 | 主な新規・拡充内容等 |
|----------|--|
| 1. 生活支援 | <p>(1) 相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスにつながない障がい者のサービス利用につなげるため、市町村が行う障がい福祉制度等の情報発信の取組を支援 ○ 障害者相談員の地域での相談活動継続に向けた市町村への働きかけ等の実施 <p>(2) 在宅サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安心サポートファイルの全県にわたる普及促進と親亡き後のサポート体制の構築 <p>(3) 障がい児支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームの構築、支援体制の整備 ○ サポートセンター「きき」を核とした切れ目ない支援体制の構築 ○ 児童発達支援センターが行うスーパーバイズ・コンサルテーション等による地域の障害児支援の質の底上げや、障がい児の地域社会への参加・包容の推進 <p>(4) 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化 重度障がい児者が地域で安心して暮らすことができる取組の実施 （強度行動障がい児者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受け皿確保の取組の促進（強度行動障がい者受入に必要な窓補強等の整備への支援） ○ 適切なサービス利用につなげる体験利用の促進（サービス体験利用に対する支援） ○ 在宅強度行動障がい者への支援の促進（在宅強度行動障がい者の安定的なサービス利用のための支援体制の構築） （医療的ケア児者） ○ 移動手段への支援（大型福祉車両の導入費用補助等による移動の際の身体的、経済的負担軽減のための支援） ○ 在宅医療的ケア児支援体制強化（医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実） ○ 医療的ケア児支援センターを核とした地域生活の支援（相談支援体制構築、コーディネーターや関係機関等と連携した地域生活の支援の実施） ○ 医療的ケア児者の地域生活支援（看護職員を配置する生活介護事業所やグループホーム等を支援し、医療的ケア児者が日中サービス利用しながら地域生活を送る環境づくりを促進） <p>(5) サービスの質の向上等</p> <p>(6) 人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン」をもとにした研修等の人材育成の計画的な実施 ○ 強度行動障がいの地域における中核的な支援人材を確保するための研修実施 <p>(7) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成</p> |
| 2. 保健・医療 | <p>(1) 保健・医療の充実等</p> <p>(2) 精神保健・医療の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行を目指す精神障がい者へ、多職種・多機関が連携し支援する取組の全県的な展開 <p>(3) 人材の養成・確保</p> <p>(4) 難病に関する施策の推進</p> <p>(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</p> |
| 3. 安全・安心 | <p>(1) 防災対策の推進、感染症等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う個別避難計画作成への支援による策定の促進 ○ 医療的ケアを要する方の避難に係る対応力の向上 ○ 新型コロナウイルスへの対応の教訓を踏まえた、新たな感染症に対応する体制準備 <p>(2) 防犯対策の推進</p> <p>(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| 4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実 | <p>(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICT相談窓口を中心としたICT機器利用等に関する支援体制の充実、情報支援機器等を活用した情報アクセシビリティの向上 <p>(2) 情報提供の充実</p> <p>(3) 意思疎通支援の充実</p> <p>(4) 行政情報の配慮</p> <p>(5) 手話言語条例に基づく施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話パフォーマンス甲子園、手話フェス等の取組を通じた手話言語に関する情報発信 ○ 遠隔手話サービス等の利用促進、定着化等を通じた新しいコミュニケーション環境の創出 |
| 5. 生活環境 | <p>(1) 住宅の確保</p> <p>(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進</p> <p>(3) 公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者、専門家の立場から助言をするUDアドバイザーの登録者数を増加の促進 <p>(4) 福祉のまちづくりの推進</p> |
| 6. 雇用・就業等 | <p>(1) 障がい者雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや取組事例紹介動画等による、企業への障がい者雇用に関するノウハウの提供 <p>(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進</p> <p>(3) 総合的な就労支援</p> <p>(4) 障がいの特性に応じた就労支援</p> <p>(5) 工賃向上に向けた取組（※工賃3倍計画を一元化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな目標として、「魅力ある就労B型実現目標」（仮称）を設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・工賃の向上に関する全体目標（工賃支払総額について、計画策定当初（H19）と比較し、4倍以上の水準を目指す。平均工賃月額について、年2.2%以上の伸びを確保することを目指す） ・就労時間の向上に関する全体目標（利用者の一人当たり月平均就労時間を上昇傾向に転換させることを目指す） ・満足度の向上に関する全体目標（利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう、利用環境の充実を目指す） <p>(6) 年金・手当等</p> |
| 7. 教育、スポーツ | <p>(1) 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な学びの場整備等による、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築 ○ 全ての教職員における特別支援教育に関する指導の充実を実施 <p>(2) スポーツ等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2025東京デフリンピック等を見据えた、県内障がい者アスリートの有望選手や団体のトレーニング、合宿、大会への参加等への支援を実施 ○ 2025東京デフリンピック大会の認知度向上、普及啓発に向けた取組の実施 |
| 8. 文化・芸術（※障がい者アート計画を一元化） | <p>知的・発達障がいのある人やその家族も参加しやすい公演の促進、共生社会の実現に向けた牽引力となる優れた活動の支援、2025年大阪・関西万博の機会を活かした積極的な発信等</p> <p>(1) 文化芸術の鑑賞の機会の拡大</p> <p>(2) 文化芸術の創造の機会の拡大</p> <p>(3) 文化芸術の作品等の発表の機会の確保</p> <p>(4) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備</p> <p>(5) 文化芸術活動を通じた交流の促進</p> <p>(6) 人材の育成</p> <p>(7) 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力</p> |
| 9. 差別の解消及び権利擁護の推進 | <p>(1) 障がいを理由とする差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者への合理的配慮の提供義務化に伴う、広報、啓発活動等の一層の推進 <p>(2) 障がい者虐待防止の促進</p> |

| | |
|------------------|--|
| | (3) 権利擁護の推進 ○ 地域自立支援協議会（権利擁護部会）における課題解決に向けた横断的な議論の実施 (4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 |
| 10. あいサポート運動の推進等 | (1) あいサポート運動の推進 ○ あいサポート運動 15 周年を契機とした運動の周知の一層の推進によるあいサポーターの更なる拡大 (2) 障がい及び障がい者理解の促進 ○ ヘルプマークの普及のため各種研修会やイベント開催日等、機会を捉えてチラシを幅広く配布等を実施 (3) ボランティア活動等の推進 |

<参考：障がい者プラン策定経過>

- ・ (R5.6.30) 第1回県障害者施策推進協議会 → プラン骨子案の検討
- ・ (R5.7.7) 第1回県地域自立支援協議会 → 成果目標案の検討
- ・ (R5.11.17) 第2回県障害者施策推進協議会 → プラン(障がい者計画部分)素案の検討
- ・ (R5.11.24) 第2回県地域自立支援協議会 → 障がい(児)福祉計画素案の検討
- ・ (R6.2.13～2.29) パブリックコメント実施
- ・ (R6.3.13 書面) 第3回県障害者施策推進協議会 → 計画完成版の報告
- ・ (R6.3.13 書面) 第3回県地域自立支援協議会 → 計画完成版の報告
- ・ (R6.4) 次期鳥取県障がい者プラン施行

令和7年度当初予算（案）における主な障がい福祉関係施策

| 番号 | 所属名 | 資料ページ番号 |
|----|---------------|---------|
| 1 | 障がい福祉課（1～22） | 2～6 |
| 2 | 子ども発達支援課（1～6） | 7～9 |
| 3 | スポーツ課（1～9） | 10～11 |
| 4 | 特別支援教育課（1～7） | 12～13 |

< 1 障がい福祉課 >

1. 重度障がい児者支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-------|---------|
| 75,141 | 73,650 | 1,491 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>○重度障がい児者日中支援事業（予算額：36,140千円） 生活介護、短期入所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>○「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業（予算額：12,516千円） 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>○在宅医療的ケア児者支援体制強化事業（予算額：11,460千円） 在宅で生活する医療的ケアを要する重度障がい児者を支援する居宅介護支援等の訪問系サービス支援を行う事業者に対し、事業所運営に要する経費や遠隔地支援等に対する助成を行う。</p> <p>○医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（予算額：14,280千円） グループホームにおいて、指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に手厚い支援を提供する社会福祉法人等に対し、事業所運営に「要する経費の助成を行う。</p> <p>○たん吸引研修等受講奨励金交付事業（予算額：745千円） たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p> | | | |

2. 障がい児・者地域生活体験事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-------|---------|
| 3,433 | 1,519 | 1,914 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用し、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村に対して助成する。</p> <p>市町村が設置・運営する地域生活支援拠点に求められる機能のうち「体験の機会・場の提供」の取組としても活用が広がるよう進める。</p> | | | |

3. 親亡き後の安心サポート体制構築事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-----|---------|
| 4,026 | 3,607 | 419 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>主として知的障がい(児)者の「親亡き後」の不安や悩みを取り除くツールとして作成した、「安心サポートファイル」の着実な普及と活用を図るため、普及員の設置及び養成や普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。</p> | | | |

4. 地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 44,191 | 42,774 | 1,417 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的としたサービス管理責任者養成研修、相談支援従事者研修等の各種研修を実施するとともに、新たな障がい福祉人材を確保する観点から、返済免除付きの就職準備資金貸付事業を実施する。</p> | | | |

5. 強度行動障がい者支援体制総合強化事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|--------|---------|
| 26,321 | 32,372 | △6,051 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>強度行動障がい者の受入先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の助成を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供をける場合の事業者負担の軽減を図る。また、若年の在宅の強度行動障がい者に対し、行動障がいの発現頻度を減らすための環境調整などしながら障害福祉サービスの利用につながるよう支援を行う。</p> <p>○強度行動障がい者利用施設基盤整備事業（予算額：9,000千円） 強度行動障がい児者を受け入れるために必要な居室の整備（突起物の除去や壁、窓の構造強化等）や備品購入に必要な経費の助成を行う。</p> <p>○鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業（予算額：6,289千円） 強度行動障がい者が施設入所支援、共同生活援助、短期入所、生活介護の障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の支援員が配置できるよう人件費の助成を行う。</p> <p>○強度行動障がい者体験利用等促進事業（予算額：500千円） 強度行動障がい児者が障害福祉サービスの体験利用を行う場合に、その環境適応のために必要な経費の助成を行う。</p> <p>○鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業（予算額：3,500千円） 在宅で生活する強度行動障がい児者を支援する居宅介護支援等の訪問系サービス支援を行う事業者に対し、事業所運営に要する経費や遠隔地支援等に対する助成を行う。</p> <p>○強度行動障がい支援者養成加速化事業（予算額：936千円） 実践的で高度な支援方法等を学ぶための県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1／2程度の奨励金を交付し、地域において支援の中核を担うことができる人材を増やす。</p> <p>○とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業（予算額：6,096千円） 現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動（自傷、他害、器物破壊など）の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。</p> | | | |

6. 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業（相談支援体制強化事業）

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|----|---------|
| 3,000 | 3,000 | 0 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>サービス利用に係るコーディネート機能を強化するため、相談支援専門員を新規又は追加で配置をする場合、その人件費の一部を助成する。</p> | | | |

7. 障害福祉サービス等利活用促進事業（相談支援体制強化事業）

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|----|---------|
| 1,000 | 1,000 | 0 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を助成する。</p> | | | |

8. 施設入所者の地域生活への更なる移行促進事業（相談支援体制強化事業）

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|----|---------|
| 4,500 | 4,500 | 0 | (単位：千円) |
| 事業の概要 施設入所者の地域生活への移行に向けた体制を整備して、入所者、その家族に対し能動的に移行へアプローチし、地域生活への移行につなげていく取組（移行対象者の選定、定期的な支援会議、移行に向けた具体調整等）を行う入所施設事業所に対し、その取組に要する人件費及び事務費を支援する。 | | | |

9. 農福連携推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|--------|---------|
| 20,672 | 21,691 | ▲1,019 | (単位：千円) |
| 事業の概要 農業分野等での障がい者の就労促進、工賃向上等を図るため、農業者等と就労系障害福祉サービス事業所との農作業等のマッチング、農作業等の受託促進や自主農業の生産性向上・事業拡大等への支援を行う。また、農福連携の意識啓発と好事例の横展開を目的として、農福連携コンテスト・フォーラムを開催するほか、事業所力の向上・販路拡大を見据え、事業所で栽培された農産物や農産加工品等を販売するマルシェ開催や県内外で開催されるマルシェへの事業所出店支援等を行う。 | | | |

10. 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-----|---------|
| 4,752 | 4,796 | ▲44 | (単位：千円) |
| 事業の概要 就労系障害福祉サービス事業所の安定した運営等を支援するための無利子融資制度、事業所又は企業が事業所と協働して行う新商品（製品・サービス）開発に要する経費への支援を通じて、障がい者の工賃向上等を図る。 | | | |

11. 【拡充・統合】障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 50,005 | 47,725 | 2,280 | (単位：千円) |
| 事業の概要 ○鳥取県障がい者就労事業振興センターに委託し、新たな工賃向上プラン（第4期計画）に定める目標工賃等の達成に向け、就労系障害福祉サービス事業所に対し、事業所の課題に応じた支援や共同受注窓口による受発注の促進の取組を実施するほか、新たに、就労支援事業会計を熟知した専門家（中小企業診断士、税理士、ビジネスデザインデザイナー等）を派遣し、事業所の経営安定化に向けた取組を支援する。また、新たな高単価作業等を模索するために、事業所等ネットワークを構築し、事業所による先進事例視察、課題整理、受注の仕組み検討等を行う。（予算額：40,805千円） ○新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（予算額：9,200千円） 新たな工賃向上プランの「魅力ある就労B型実現目標」の達成のため、利用者の就労時間や満足度の向上のために事業所が行う取組（環境整備、生産性向上、支援体制強化、利用者の就労意欲の向上に資する取組等）に必要な経費の一部を助成する。 | | | |

1 2. とっとり手話フェス2024（全国高校生手話パフォーマンス甲子園等）開催事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-----|---------|
| 50,688 | 50,755 | △67 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>全国で初めて手話言語条例を制定した“手話の聖地”鳥取県で、全国高校生手話パフォーマンス甲子園をはじめとした、総合的な手話言語啓発イベント「とっとり手話フェス」を開催することで、手話言語の魅力・素晴らしさを体感できる機会を設けることにより、ろう者と聞こえる人が互いに理解し共生する社会の構築や未来の手話に携わる人材確保を図る。</p> | | | |

1 3. 障がい者情報アクセスモデル県推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|----|---------|
| 27,620 | 27,614 | 6 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器整備、遠隔サポート体制の構築、同行援護従事者の確保、電話リレーサービスの利用促進等を図る。</p> | | | |

1 4. 手話でコミュニケーション事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-------|---------|
| 112,774 | 103,580 | 9,194 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話講座、手話啓発イベント等を開催し、手話を普及するとともに、手話通訳者の養成・設置・派遣、遠隔手話サービスの実施等により手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。</p> | | | |

1 5. 聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-------|---------|
| 26,961 | 25,957 | 1,004 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、要約筆記者の養成・設置・派遣、字幕入り映像作品の貸出等、聴覚障がい者の社会参加を推進する取組を行う。</p> | | | |

1 6. 失語症者向け意思疎通支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|----|---------|
| 16,380 | 16,380 | 0 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>失語症者向け意思疎通支援者を養成し、支援を必要とする失語症者のもとに意思疎通支援者を派遣する。</p> | | | |

1 7. ロービジョンケア推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|----|---------|
| 6,403 | 6,381 | 22 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>ロービジョン者が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、ロービジョン相談窓口を設置し、相談対応、当事者等が集えるサロンの開催を行うほか、ロービジョンフォーラム等を開催する。</p> | | | |

18. 視覚障がい者情報支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-------|---------|
| 82,181 | 78,177 | 4,004 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 鳥取県ライトハウス点字図書館の運営を継続して支援するとともに、視覚障がい者に対する相談支援の拠点である「視覚障がい者支援センター」において相談対応を行うほか、障がいの特性に応じて円滑に情報を取得し、利用できるよう支援する。 | | | |

19. 盲ろう者支援センター運営事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|--------|---------|
| 65,451 | 55,313 | 10,138 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らせる社会の実現を図るため、盲ろう者支援の総合的な拠点となる「鳥取県盲ろう者支援センター」を設置（東部・西部）し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練などを実施する。 | | | |

20. 【拡充】精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-----|---------|
| 36,787 | 36,393 | 394 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 精神科医療機関に入院している精神障がい者等の地域移行を促進するため、また、地域で暮らす精神障がい者等が安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組を行う。なお、令和7年度から、入院者訪問支援事業（法定事業）を実施する。 | | | |

21. 【拡充】アルコール健康障害・依存症対策事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-----|---------|
| 23,322 | 22,332 | 990 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 依存症支援拠点機関（アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）に関する普及啓発、相談対応、専門的治療等を一体的に行う機関）を設置するほか、普及啓発相談員（依存症から回復した当事者やその家族等より任命）の設置・派遣、専門医療機関（専門的な医療を提供する医療機関）の充実に向けた医療従事者の養成など、依存症に関する対策を計画的に推進する。なお、令和7年度から、県内の高校生・教職員・保護者等を対象とした出前説明会（講師派遣）を実施する。 | | | |

22. あいサポート運動2.0事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|--------|---------|
| 33,581 | 36,482 | ▲2,901 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 平成21年に鳥取県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮の提供に深く関係しており、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていく取組を一層加速させていくことで、合理的配慮の地域実装を進め、真の共生社会の実現を図っていく。（地域を巻き込んだあいサポート運動の拡大推進、業界団体を通じた合理的配慮の更なる促進、個別業種に特化した専門的研修、学校でのあいサポート運動学習の全県展開（「あいサポートキッズ」の養成）、県内大学等と連携したあいサポート運動の普及推進、全国的な福祉団体等と協働した運動の全国PR、あいサポート企業・団体の取組事例の発信等） | | | |

< 2 子ども発達支援課 >

1. 重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 20,632 | 13,844 | 6,788 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| ○障がい児者在宅生活支援事業（予算額：17,719千円） 障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。 | | | |
| ○障がい児等地域療育支援事業（予算額：2,913千円） 在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。 | | | |

2. 発達障がいのある子ども等の総合支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 19,427 | 16,847 | 2,580 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| ○発達障がい者支援体制整備事業（予算：7,657千円） 発達障がい児者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。 | | | |
| ○子どもの心の診療ネットワーク整備事業（予算：11,770千円） 発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。 | | | |

3. 医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-----|---------|
| 8,0297 | 79,648 | 649 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的にを行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。 | | | |
| ○医療的ケア児等支援センター設置事業（予算額：32,652千円） 医療的ケア児や重症心身障がい児者の支援に関する専門性の高い相談に総合的に対応できる窓口（医療的ケア児等支援センター）を各圏域に設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 | | | |
| ○医療的ケア児等に係る人材確保事業（予算額：301千円） 啓発活動や事業所見学により、県内学生へのPR、理解啓発事業を展開することで、重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する通所支援事業所の人材確保を図る。 | | | |
| ○医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業（予算額：1,718千円） 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。 | | | |
| ○医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業（予算額：990千円） 医療的ケア児の支援に対応する訪問看護ステーションの拡大を図るために、経験豊かな事業者（受入れ側）の訪問支援 | | | |

に、経験の少ない事業者（参加側）職員が同行して実地研修を行うときの人件費相当額（11千円／回）を、両者に補助する。

○NICUからの地域移行支援事業（予算額：717千円）

新生児集中治療室及び集中治療室での治療が終了した子どもが、早期に退院して安心安全に地域で生活できることを目的として、自宅への移行に際し、訪問看護及び訪問リハビリテーションに関わる仕組みを構築する。

○医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業（予算額：253千円）

医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。

○医療型ショートステイ支援事業（予算額：25,852千円）

医療的ケアの必要な重度の障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。

また、西部圏域のショートステイ利用が近年増加傾向にあるため、西部圏域における地域生活支援を充実させ、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。

○医療的ケア児等の送迎支援事業（予算額：17,814千円）

医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費について助成する。

4. きこえない・きこえにくい子どもの総合支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 |
|----------|----------|-------|
| 29,782 | 28,025 | 1,757 |

（単位：千円）

事業の概要

○きこえない・きこえにくいサポートセンター設置事業（予算額：25,855千円）

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。

○新生児聴覚検査体制整備事業（予算額：3,927千円）

聴覚障がいは早期に発見され、適切な支援が行われることで、聴覚障がいによる音声言語発達への影響が最小限におさえられることから、聴覚障がいの早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る検査体制や連携体制の整備を行う。

5. 障がい児施設安全・安心推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 |
|----------|----------|--------|
| 16,650 | 3,600 | 13,050 |

（単位：千円）

事業の概要

○ICTを活用したこどもの見守り支援事業（予算額：3,200千円）

ICTを活用したこどもの見守りサービスシステム導入経費を補助する。

○登降園管理システム導入支援事業（予算額：5,200千円）

登降園管理システム導入経費を補助する。

○【新規】障がい児支援分野のICT導入モデル事業（予算額：7,500千円）

障害児通所事業所における業務効率化及び職員の負担軽減のためのICT導入経費を補助する。

○保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業（予算額：750千円）

障害児通所事業所における性被害防止のため、こどものプライバシー保護などの設備費用を補助する。

6. 【新規】強度行動障がい児環境整備事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 7,500 | — | 7,500 | (単位：千円) |
| 事業の概要 強度行動障がい児の受け入れ先の確保・充実のため、障がい児のサービス利用環境の向上を目指し、国庫補助対象とならない既存施設の改良、小修繕等の施設整備に係る経費を補助する。 | | | |

< 3 スポーツ課 >

1. 生涯スポーツ推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|------|---------|
| 38,163 | 38,366 | △203 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>県民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭、日韓スポーツ交流などの事業を実施する。また、スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化、総合型地域スポーツクラブの育成と活動の充実、子どもや障がいのある方が地域で日常的にスポーツ活動を行える環境づくりなどを通じて、生涯スポーツを推進する。</p> | | | |

2. 大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-----|---------|
| 33,179 | 32,811 | 368 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>鳥取県において生まれ育った全国的なスポーツ大会及びチームを支援するため、その運営経費の一部について支援する。</p> | | | |

3. 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|--------|---------|
| 165,814 | 144,159 | 21,655 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>滋賀県で行われる第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会、岡山県及び秋田県で行われる第80回冬季国民スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣を、(公財)鳥取県スポーツ協会及び(一社)鳥取県障がい者スポーツ協会に委託して行う。加えて、国民スポーツ大会及び国際大会における本県または本県出身の優秀成績者等へ表彰を行う。</p> <p>また、令和15年度の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会本県開催に向けて、鳥根県、県内市町村等との調整や準備委員会による課題検討会議等を行う。</p> | | | |

4. スポーツ推進基盤運営費

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|----------|---------|
| 534,329 | 635,954 | △101,625 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>県のスポーツの振興を図る上で基盤となる県立社会体育施設等の円滑な運営を図るとともに、本県の主要なスポーツの普及・振興団体に対し、その活動運営費を支援する。</p> <p>また、本県に縁のあるスポーツ選手の功績を広くPRする展示の整備のほか、県スポーツ審議会の開催等により本県のスポーツの推進に関する重要事項を調査・審議する。</p> | | | |

5. 鳥取型障がい者スポーツ推進事業

| R7 当初要求額 | R65 当初予算額 | 差引 | |
|--|-----------|-------|---------|
| 37,217 | 28,952 | 8,265 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>鳥取ユニバーサルスポーツセンターバリア及び中部・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材（ガイド人材）の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。</p> | | | |

6. 競技力向上対策事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|--------|---------|
| 366,904 | 276,676 | 90,228 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 本県及び本県出身の競技者が、全国や世界の舞台で活躍することにより、県民に夢や元気を与えることができるよう、競技力向上に関する各種施策を行う。 | | | |

7. パリからロスオリンピックへ！トップアスリート強化支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|--------|---------|
| 52,400 | 31,800 | 20,600 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 2028年に開催されるパリオリンピック・パラリンピックへの出場が内定又は期待される選手や、各種国際大会出場等を目指すアスリートの強化費等を支援する。(遠征費、物品購入費等) | | | |

8. 東京2025デフリンピック推進事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|----|---------|
| 精査中 | 12,090 | | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| デフスポーツや障がいへの理解を促進し、共生社会の実現を推進するため、2025年に開催される「東京デフリンピック大会」への出場が期待される選手の強化費を支援するとともに、大会運営委員会や関係団体と協力し、県内における大会の周知及び機運醸成を図る。また、本県で強化合宿等を希望する国内外の選手・チームに対し視察・合宿等に係る経費を支援する。 | | | |

9. 鳥取ジュニアアスリート事業

| R7 当初予算額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|----|---------|
| 精査中 | 20,375 | | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| 今後のオリンピック・パラリンピックをはじめとした世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者・パラジュニア競技者を発掘し、育成強化を図る。 | | | |

< 4 特別支援教育課 >

1. 特別支援教育専門性向上事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|-------|---------|
| 18,448 | 15,889 | 2,559 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。</p> <p>インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。</p> | | | |

2. 特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|---|----------|-----|---------|
| 4,089 | 3,903 | 186 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>(1)県版特別支援学校技能検定 特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を、一定の基準により評価し、認定する「鳥取県特別支援学校技能検定」を実施する。検定の内容と評価基準については関係企業や関係協会と協議して設定し、企業の就労ニーズと生徒の学習を結びつけ、「働く力」「働く意欲」等のキャリア発達の向上を図ると共に雇用促進につなげる。</p> <p>(2)就労促進セミナー事業 本人、障がい者雇用・就労に関わる事業所、卒業生、支援者など、それぞれの立場から障がい者の就労促進についての現状や思いを協議することや特別支援学校の生徒の働く力や意欲を企業・事業所等に発信することをとおして、障がいへの理解・啓発や地域や企業等の意識の変容を促し、雇用先・実習先の拡大を図る。</p> <p>(3)職業教育スキルアップ事業 就労支援に係わる知識や技能を学び、特別支援学校生徒の就労支援に活用するために、県外で行われているジョブコーチ研修へ教員1名を派遣する。</p> <p>(4)就労定着支援員事業 就労支援定着支援員を配置し、就労・実習先及び職場定着の充実を図る。</p> <p>(5)福祉セミナー 就学前から学校卒業後までの切れ目のない支援体制構築を目指して、教育と福祉が連携して各圏域ごとに福祉セミナーを開催する。</p> | | | |

3. 県立特別支援学校通学支援事業

| R7 当初要求額 | R6 当初予算額 | 差引 | |
|--|----------|--------|---------|
| 271,762 | 259,596 | 12,166 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行する。また、県立特別支援学校の児童生徒の通学の安全確保、社会的自立及び保護者の負担軽減を図るため、通学支援員の外部委託や、市町村等が行う通学支援に対し交付金を交付するなどにより、通学を支援する。</p> | | | |

4. 特別支援学校におけるICT教育充実事業

| R7当初要求額 | R6当初予算額 | 差引 | |
|--|---------|-------|---------|
| 9,279 | 8,278 | 1,001 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。</p> <p>また、同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を推進し、学習機会の保障とともに円滑な学校復帰を進める。</p> | | | |

5. 手話で学ぶ教育環境整備事業

| R7当初要求額 | R6当初予算額 | 差引 | |
|--|---------|-------|---------|
| 8,353 | 6,955 | 1,398 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>ろう者とうろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。</p> | | | |

6. 共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業

| R7当初要求額 | R6当初予算額 | 差引 | |
|---|---------|-------|---------|
| 5,117 | 2,844 | 2,273 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>特別支援学校における文化芸術活動や運動スポーツ活動を推進することで、幼児児童生徒の個性や能力を最大限に伸ばし社会参加を促進するとともに、生涯にわたって文化芸術や運動スポーツに親しもうとする意欲や態度の育成を図る。</p> | | | |

7. 県立特別支援学校早朝子ども教室

| R7当初要求額 | R6当初予算額 | 差引 | |
|---|---------|-----|---------|
| 3,303 | 2,907 | 396 | (単位：千円) |
| 事業の概要 | | | |
| <p>県立特別支援学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻（9時前）までの早朝時間帯の子どもたちの居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。</p> | | | |

障がい福祉に関する施策についての意見

資料4

| | |
|---------------|----------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 高塚 千春 委員 |
|---------------|----------|

(公社)鳥取県聴覚障害者協会理事

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(3)障がい者支援の充実 |
| 1 | | (項目番号 25) 取組状況について、「新生児聴覚検査リファアの段階からの早期支援の体制を整備するため、手引書を改訂した。また、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するため、各分野の関係者の参画により支援協議会を開催した。」とあるが、この関係者には、「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターきき」も含まれるか。 |

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 新生児聴覚障がい支援検討会には、「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターきき」からも参加しています。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 3. 安全・安心__(1)防災対策の推進・感染症等への備え |
| 2 | | (項目番号 111) 取組状況について、「観光客が多く来訪することが予想される交番・駐在所における外国籍聴覚障がい者とのコミュニケーション用途として、タブレット端末を全警察署に配布し対応」とあるが、具体的にどのようにコミュニケーションをとっていたのか聞きたい(文字表記、手話言語等)。 |

| | |
|-------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 県警地域課 | 平成28年9月1日から同タブレット端末は導入されていますが、同日から現在まで、外国籍聴覚障がい者の方々やタブレット端末を使用したり、外国語での文字表記及び手話言語等を使用したりしたコミュニケーションを行った実績について記録はありません。 なお、現在は、地域警察官に貸与されている多言語翻訳機能アプリが付加されたスマートフォン型のデータ端末(音声入力・出力が可能であり、直接話しかけることにより対応可能であり、文字入力はデータ端末に搭載された日本語及び英字キーボードで入力可能な文字のみ対応)により、外国籍聴覚障がい者の方々とのコミュニケーションを行うことができる体制を構築しています。 |

| | |
|---------------|----------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 杉本 洋子 委員 |
|---------------|----------|

(特非)鳥取県自閉症協会理事

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(1)相談支援体制の充実・強化等 |
| 3 | | (項目番号 7) 発達障がい者支援センターにおける普及啓発・研修の実績について295件となっているが、具体的にどのような内容での件数となっているのか。また、関係機関との連携が119件となっているが、具体的にどの機関との連携があるのか。 |

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | エール主催研修として、就労支援機関や高校、大学、特別支援学校の教職員等を対象に「就労アセスメント」について研修会を開催したほか、保育所や小学校等の外部機関から依頼を受けてエール職員が講義や助言、指導をしたものが含まれます。関係機関との連携については、市町村、医療機関、特別支援学校、ハローワーク等の多機関と連携しています。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(4)サービスの質の向上等 |
| 4 | | (項目番号 41) WAM NETにおいて、事業所の事業内容等情報や第三者評価結果を公表しているが、アクセスが難しいため、もう少し簡単にアクセスできるようにしてほしい。 |

| | |
|--------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 | 障害福祉サービス等情報公表制度については、独立行政法人福祉医療機構がWebページを運営しており、都道府県でページ構成を改善することは困難ですが、利用者にとってより使いやすいシステムとなるよう、機会をとらえて制度を所管する国へ働きかけていきます。 |

| 分野 No | 1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保 |
|----------|---|
| 5 | (項目番号 51) 鳥取県福祉人材センター運営事業により社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、無料職業紹介事業、説明会、講習会等を実施しているが、障がい支援人材に特化した事業、実績について記載いただきたい。 |

| 担当課 | 回答 |
|-------|--|
| 福祉保健課 | 福祉人材センターでは、福祉に関わる人材全てを対象としているため、障がい支援人材に特化するなど分野を分けての事業実施はしていませんが、求職者の希望分野に合わせた求職相談・求人紹介を行い、求職者から施設見学の希望があった場合は、就職支援コーディネーターが希望施設との調整を行い同行するなど随時個別の対応を行っています。 また、人材育成として福祉施設職員向けの研修会を実施しており、障がい福祉施設に従事する職員の方にも研修に参加していただいています。 【福祉人材無料職業紹介事業の実績】 ◆求人事業所と求職者の福祉人材バンク登録及び紹介 ○相談受付件数(令和6年3月末現在) ・求職関係 1,631件(一般1,603件、学生28件) ※希望分野は未集計のため障がい事業所への就労に関する相談件数不明 ・求人関係 1,537件(うち障がい関係事業所120件) 《参考: 県社会福祉協議会福祉人材部が実施している関連事業》 1. 学生(中・高校生)向けに「福祉の職場見学支援事業」を実施。今年度の実績(10月末現在)は下記のとおり。 ○見学 10件、参加者 38人 (うち1件 参加者3人が障がい者支援施設/鳥取県厚生事業団を見学) 2. 障がい者支援関係の研修としては、「障がい者支援施設従業員養成等研修」を県委託事業として実施(オンライン実施)。 (1)障がい者グループホーム世話人等研修(参加者: 圏域別121人、全体142人) (2)障害福祉サービス従業者課題別研修(参加者: 11人) |

| 分野 No | 6. 雇用・就業等__ (3) 総合的な就労支援 |
|----------|--|
| 6 | (項目番号 177) 計画項目と実施状況が同じであるため、具体的な実績や状況について記載いただきたい。 <(参考)R5実施状況> 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施しています。 |

| 担当課 | 回答 |
|-------|---|
| 産業人材課 | ①就業支援科 希望する職種で働くために職業能力を身に付けたいと考えている障がいのある方を対象に、委託先企業の現場での訓練を通じて、当該企業での就職を目指す訓練です。令和5年度は「電池製造業務補助科」に1名入校され、委託先企業での雇用が実現しました。 ②特別支援学校と連携した訓練 特別支援学校等の生徒で一般就労希望者のうち、10月時点で就職が内定していない方を対象に委託先企業の現場で行う訓練です。令和5年度は3コース(東部精肉スタッフ科、東部製造スタッフ科、中部製菓スタッフ科)に各1名ずつ計3名入校され、2名の委託先企業での雇用が実現しました。 |

| | |
|---------------|----------|
| 障害者施策推進協議会委員長 | 今本 由紀 委員 |
|---------------|----------|

鳥取盲ろう者友の会 副会長

| 分野 No | 5. 生活環境__ (3) 福祉のまちづくりの推進 |
|----------|---|
| 7 | (項目番号 157) 歩道の点字ブロックの老朽化がところどころあり、古いものは汚れているため、黄色が隠れて見えづらい。点字ブロックのラインの端にダーク色を取り入れてほしい。 |

| 担当課 | 回答 |
|-------|--|
| 道路企画課 | 老朽化したものや見えづらいものは補修等の対応を行います。また、適切な輝度比が確保しにくい場合は、点字ブロックのラインの端にダーク色を取り入れることも検討します。 |

| | |
|---------------|-----------|
| 障害者施策推進協議会委員名 | 山根 美代子 委員 |
|---------------|-----------|

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部 理事

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(1)相談支援体制の充実・強化等 |
| 8 | | (項目番号 13) 「よりよい暮らしのために」について、964か所の配布実績があるが、この中にこども園や看護学校、短大、専門学校やハローワークは含まれているか。いろいろな事業所なども掲載されているため、これから就職される方、転職したい方、幼少期から困り感のある方々の目にとまるところにも配布されることを期待したい。 |

| | |
|--------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 | 「よりよい暮らしのために」は、ハローワーク・県立ハローワークや市町村などの公的機関、病院・診療所などの医療機関、特別支援学校を含む県立学校、障がい者相談支援事業所などへ幅広く配布しています。なお、現在、看護学校や短大、専門学校へは配布していませんが、今後配布について検討していきます。 |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実 |
| 9 | | (項目番号 15) 医療型ショートステイ利用促進モデル補助金で、西部圏域から松江までの交通費助成があるが、移動することもままならない重度の児者は交通費よりも命を守ってくれる人と車をまずは確保してほしいのではないか。 また、助成が西部圏域から松江を想定しているのであれば、県中部の対象児者が長年、鳥取や米子に移動して通院、ステイをしていることに対しての交通費はなく、不公平感を感じてしまう。 |

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 令和5年度から「医療的ケア児等送迎支援事業」を開始し、ショートステイ等の利用のための移動にタクシーを利用する際に看護師を派遣する経費や、タクシー事業者が福祉車両を購入する際の経費を補助するとともに、訪問看護ステーションと福祉タクシー事業者に事業への協力を依頼しています。 また、医療型ショートステイ利用促進モデル補助金については、交通費の補助を目的とした事業ではなく、松江医療センターの利用を促進することで総合療育センターの利用者集中を緩和することを目的としており、事業の趣旨について御理解をお願いします。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 1. 生活支援__(2)在宅サービス等の充実 |
| 10 | | (項目番号 15) 医療型ショートステイについて、利用の決定が近日でなければ難しくうまく利用できていない。ショートステイが利用できると地域生活が安心して暮らすことができるため、安定した利用ができるようお願いしたい。 また、現在の制度では、24時間ヘルパーをつける必要があるが、ケースによって柔軟な対応をお願いしたい。ヘルパーが見つからないため利用できないこともある。 |

| | |
|----------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 当日利用のニーズは多くありますが、職員配置等の関係で難しい場合が多く、特に、初めて利用する医療機関の場合は利用者の状態を把握しないまま急に受け入れるのは難しいため、お試し利用等、普段から御利用いただくよう医療機関からお願いしているところです。 また、ヘルパーの常時配置は制度上の決まりではなく、医療機関の判断になります。御意見については機会を捉えてショートステイ実施医療機関に伝えます。 医療型ショートステイの充実に向けて引き続き医療機関やヘルパー事業所に事業実施を働きかけていきます。 |

| | | |
|----|----|---|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 11 | | (項目番号 57) 地域生活支援拠点の整備について全市町村で設置済みであるが、当事者はどこが何の役割なのか分からず、利用したくても利用できていない。当事者への分かりやすい周知に加え、日常の受入をしながらお互い慣れていくことも必要と思う。ここで通所、ステイができれば本当に助かると思う。 |

| | |
|--------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 | 地域生活支援拠点については、全市町村で設置済みであるものの、その広報が十分でない実態もあることから、各市町村に対しその十分な周知について働きかけていきます。 また、拠点の各機能について、市町村ごとに対応等に差がある現状もあることから、拠点が十分に活用できるよう、その実効性を高めるための方策等について、各市町村の状況を把握しながら、県地域自立支援協議会等において議論していきます。 |

| | | |
|----|----|--|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 12 | | (項目番号 58) 小児科から成人の診療科へ移行する際には、丁寧な引継ぎを行ってほしい。成人の年齢に達しても、それまでの経過を踏まえた上での診療を受ける必要がある。コーディネートできる立場の人材の配置等、今後に向けての検討を望む。 |

| | |
|----------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 | 医療の移行については、医師間の引継ぎや本人・保護者の理解に時間が必要であり、障がいの状態や成長に合わせた適切な時期に必要な医療の提供が可能な診療科へ移行するものと考えます。 それぞれのお子さんの状況に応じ適切な医療につながるよう、関係機関との連携や支援の体制を検討していきます。 |

| | | |
|----|-----------|--|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 13 | (項目番号 59) | 医療的ケア児が18歳を迎え卒業となるが、卒業後の居場所(生活介護等)が少なく、行き場所が限定されている。 |

| | |
|--------------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 障がい福祉課 子ども発達支援課 | 本県では、生活介護事業所に看護職員を配置して医療的ケア等を行う事業所に対し、その運営に要する経費の支援を行うなど、医療的ケアを要する方が日中サービスを利用しながら、地域生活を送ることができる環境整備を促進しています。今後も、各障害福祉サービスの提供体制の充実に取り組んでいきます。 |

| | | |
|----|-----------|---|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 14 | (項目番号 60) | 看護師について、重症児者との関わりが少なく躊躇されることがあるため、若い時から重症児者との関わりができる体制づくりを望む。 |

| | |
|--------------------|---|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 障がい福祉課 | 県で看護学生を対象に医療的ケア児の支援に関する講義や医療的ケア児者が利用する事業所見学を実施しており、また、看護師に対しても看護協会に委託して医療的ケア児支援に関する研修を実施しています。引き続き、これらの研修を実施し、看護師が重症児者と関わる機会を設けていきます。 |

| | | |
|----|-----------|---|
| No | 分野 | 2. 保健・医療__(1)保健・医療の充実等 |
| 15 | (項目番号 60) | 脳小、整形(肢体に対応)の医師も不足しているため、若い時から重症児者や、肢体不自由児者との関わりができる体制づくりを望む。 |

| | |
|--------------------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 子ども発達支援課 障がい福祉課 | 医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援に関する多職種向けの研修を実施しており、医師や医学生にも参加してもらえるよう広報の方法を検討します。 |

| | | |
|----|------------|---|
| No | 分野 | 7. 教育、文化・芸術活動、スポーツ__(1)教育 |
| 16 | (項目番号 196) | 医療的ケア児が地域の小学校を望んだ時のハードルが高くなっている。県をあげて希望する学校へ行くことができる施策が必要と思う。 |

| | |
|---------|--|
| 担当課 | 回答 |
| 特別支援教育課 | 特別支援学級を含め市町村立学校への就学は、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が決定されているところですが、県としては、就学前の教育支援チームによる専門性の高い支援や助言、学校看護師や教職員に対する医療的ケアや理解啓発に関する研修、ガイドラインの周知等、市町村教育委員会と連携しながら必要な支援の充実に努めていくとともに、特別支援教育の充実に向けた定数改善や医療的ケア児が地域の小学校等への入学に際し、必要となる小規模な施設改修、設備改修、備品の整備等の財政措置の新設、看護師等の配置に係る補助率の引上げ等について、本年7月及び11月に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。 |